

## 学校の臨時休業に伴う対応について

## 1 趣旨

国の要請に基づき小中学校の臨時休業が実施されることを踏まえ、家庭で保育が難しい小学生及び幼児についての預かり需要への対応と、市民への周知内容について報告するものです。

## 2 経過

2.2.27 国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、小中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣から示され、厚生労働省からは、保育園・幼稚園・放課後児童クラブについては、原則として開所するよう要請あり

28 松本市教育委員会が3月2日（月）から3月18日（水）まで小中学校を臨時休業することを決定

保育園・幼稚園は開園し、児童館・児童センター・放課後児童クラブについては、3月2日から長期休業時と同様に開所することを決め、市議会教育民生委員協議会及び市教育委員会に報告

## 3 対応内容

## (1) 児童館・児童センター

長期休業時と同様に、市内29カ所の児童館・児童センター及び放課後児童クラブにて預かりを実施（登録児童のみとし、一般は利用不可）し、民営12カ所については、開設要請をしました。

過密状況によっては、学校施設・公民館・福祉ひろば利用についても検討予定

## (2) 保育園・幼稚園

通常どおりの預かりを実施します。

## (3) 上記(1)・(2)について、家庭で対応が可能な場合は利用を控えていただくよう要請しています。

## (4) 企業向け依頼内容及び依頼先

小学生の保護者が休暇を取りやすい環境づくりについての協力依頼を、次の団体に依頼しました。（松本商工会議所、一社 長野県経営者協会中信支部・一社 松本法人会、松本市波田商工会）

## (5) 松本市職員について、小学生の保護者が児童の世話をするための特別休暇制度を創設

## 4 今後について

市内で感染陽性者が発生した場合は、状況により上記預かり施設において閉鎖も検討していきます。